

新型コロナウイルス感染症 人権相談窓口

新型コロナウイルスに感染された方やその家族、関係者などへの差別、偏見、いじめは、あってはなりません。

また、不確かな情報の拡散は、人権侵害につながる場合があります。

次のような行為を受けた場合は、一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

インターネットに顔
写真を載せられた

子どもの通園や
通学を拒まれた

SNS上で誹謗中傷
された

「自粛してください」
などの貼紙が貼られ
た

頻繁に苦情電話を
かけられた

他県ナンバーの車
に乗っていたら嫌
がらせを受けた

また、退院後に地域や職場で居づらさを感じているような場合も、一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

来所でのご相談にも対応いたします。まずは、お電話ください

電話

島根県人権啓発推進センター

0852-22-7704(松江)

島根県西部人権啓発推進センター

0855-29-5530(浜田)

※受付は平日の8:30～17:15になります。